

<参考> 刃物まつりでの関市自治基本条例PR

関市自治基本条例について知ってもらうため、刃物まつりにて、条例に関する掲示やクイズを行い、条例の啓発活動を行った。まちづくりの主役は市民であることをたくさんの方に知ってもらいたく、「市民参画」や「協働」など関市のまちづくりのルールについて子どもから大人まで楽しく学べるクイズイベントを実施した。

【実績】

関市自治基本条例に関するクイズの参加者数

10月12日(土) 526名

10月13日(日) 572名

2日間で計1,098名の参加者

【イベントの様子】



せ き し じ ち き ほ ん じ ょ う れ い 関市自治基本条例

し を知っていますか？

せ き し み ん

関市民にとって、

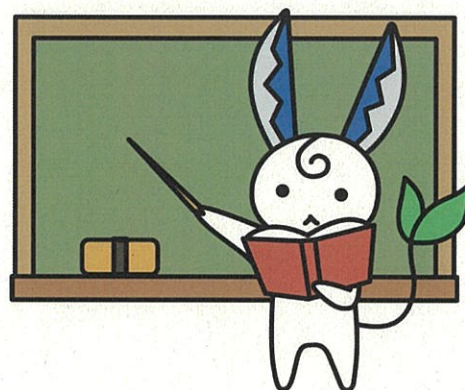
たい せ っ じ ょ う れ い

とても大切な条例なんだけど、

し
みんな知ってるかな？

し
知らない人は、

はもみんといっしょにまな
学ぼう！



せ き し
関市イメージキャラクター
せ き
関*はもみん

せ き し じ ち き ほ ん じ ょ う れ い まな
関市自治基本条例を学ぼう！

じ ち き ほ ん じ ょ う れ い
自治基本条例は「まちづくりのルール」その1

① 自治基本条例とは

ち ほ う ぶ ん け ん す い し ん し ょ う し こ う れ い か じ ん こ う げ ん し ょ う し ゃ か い と う ら い
地方分権の推進、少子高齢化・人口減少社会の到来、
し み ん し み ん か ち か ん た よ う か
市民のニーズや価値観の多様化など、さまざまな
か だ い た い お う し み ん ぎ かい
課題に対応していくためには、みんな（市民・議会・
ぎ ょ う せ い や く わ り せ き に ん は た い と う た ち
行政）がそれぞれの役割や責任を果たし、対等な立
ば れ ん け い き ょ う り よ く す
場で連携・協力しながらまちづくりを進めていくこ
と（協働）が大切です。

じ ち き ほ ん じ ょ う れ い じ ち き ほ ん て き
自治基本条例とは、まちづくり（自治）の基本的な
か ん が か た し み ん ぎ かい ぎ ょ う せ い や く わ り せ き む
考え方やルール、市民・議会・行政などの役割や責務、
し み ん さ ん か く き ょ う だ う し く
市民参画や協働の仕組みなどをまとめたもので、ま
ち づ く り を す す 進めるうえでとても大切な条例です。

じ ぶ ん
「自分たちのことは
じ ぶ ん
自分たちで決める」
し み ん じ ち
という市民自治を
じ つ げ ん ひ つ よ う
実現するために必要
な じ ょ う れ い
条例なんだね。



関市自治基本条例を学ぼう！

自治基本条例は「まちづくりのルール」その2

② 関市自治基本条例ができるまで

関市自治基本条例の制定までの経緯	
平成24年12月 ～平成26年1月	関市自治基本条例策定審議会（公募の市民を含む28名）で、13回にわたり条例案について審議されました。
平成26年2月	審議会から条例の骨子案が提出されました。
平成26年3月 ～平成26年4月	条例案の住民説明会やパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集しました。
平成26年6月	議会に条例案を提案しました。
平成26年12月	議会特別委員会の7ヶ月にわたる審議を経て可決され、平成26年12月25日に関市自治基本条例を公布・施行しました。

関市自治基本条例

は今年12月で
10周年を迎えるよ。

祝10周年！



関市自治基本条例を学ぼう！

関市自治基本条例の概要 その1

③ まちづくりの主役は市民

○ 関市自治基本条例の基本原則

市民、議会および行政は、次の基本原則に基づいて、まちづくりを推進します。

- 1 市民が主役のまちづくり
- 2 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- 3 市民が参画するまちづくり
- 4 市民、議会および行政が協働するまちづくり
- 5 情報を提供し共有するまちづくり
- 6 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

関市自治基本条例では、住みよい地域社会を目指して、市民、議会および行政が取り組む活動のことを「まちづくり」としているよ。



※市民の範囲…関市自治基本条例では、関市に関わる多くのみなさんの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市内に住所がある方（住民）だけでなく、市内に通勤や通学されている方、市内の事業者や団体などもあわせて「市民」としています。

関市自治基本条例を学ぼう！

関市自治基本条例の概要 その2

④ みんなの役割と責務



関市自治基本条例では、市民、議会、行政それぞれの役割と責務を定めています。



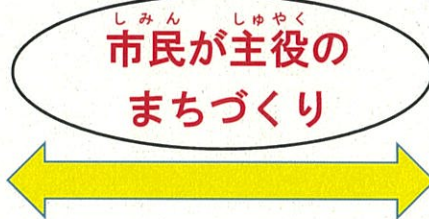
議会（議員）

- 市政運営をしっかりと監視します。
- 市民の意見を聴き、議会活動に反映します。
- 議会活動の情報を市民に提供します。



市民のみなさん

- まちづくりの主役であることを自覚し、参画します。
- まちづくりに参画するに当たっては自らの発言および行動に責任を持ちます。
- 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。




行政（市長・職員）

- 効率的な市政運営、将来を展望した持続可能なまちづくりを推進します。
- 市民の意見を聴く機会をつくります。
- 公正かつ誠実に職務を行います。
- 市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

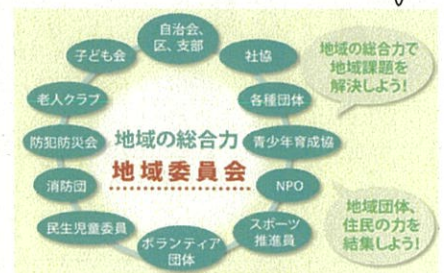
関市自治基本条例を学ぼう！

関市自治基本条例の概要 その3

⑤ 市民参画や協働の仕組み

関市自治基本条例では、市民参画や協働につながる具体的な仕組みを定めています。

- 審議会等の委員の公募
- パブリックコメント
- 市民活動センター
(市民や市民団体などのまちづくり活動を支援する施設)
- まちづくり市民会議
(市民が市政に関する施策を提言する会議)
- 地域委員会
- 住民投票
- まちづくりに関する住民満足度調査



地域委員会

- 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、地域の多様な団体、個人で構成する「地域委員会」を設立することができ、市長が認定する。
- 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織である。
- 地域委員会は、地域が取り組む活動方針や事業を定める地域振興計画を策定し、実施する。

せきし じ ち き ほん じょうれい まな
関市自治基本条例を学ぼう！

じ ち き ほん じょうれい なに か
自治基本条例で何が変わるのか

関市を
少しずつ
良くしよう！



⑥ 自治基本条例で何が変わるのか

じ ち き ほん じょうれい にちじょうせい かつ いま め み へん か
自治基本条例ができたからといって、日常生活が今すぐ目に見えて変化するわけではありません。

じょうれい もと し み ん ぎ かい ぎょうせい いっしょ かんが こうどう すこ
この条例に基づき、市民、議会、行政が一緒に考え、行動することで、少し
せきし よ か し み ん しゅやく じっげん
ずつ関市がより良いまちに変わっていき、市民が主役のまちづくりの実現を
めざ
目指します。



すこ
少しずつ

し み ん しゅやく
市民が主役の
まちづくり

- まちづくりへの意識が高まる。
- 市民参画が活発になる。
- 市民の意思が反映される。



だいもん
＜第1問＞

せきしかんがかたやくわり
関市のまちづくりの考え方やみんなの役割
などをまとめたルールをなんといいいますか。

せきしきほんじょうれい
ヒント：関市〇〇基本条例

① せきしぎょうせいせいきほんじょうれい
関市行政基本条例

② せきしじちきほんじょうれい
関市自治基本条例

③ せきしちいききほんじょうれい
関市地域基本条例

④ せきしじゅうみんきほんじょうれい
関市住民基本条例



だいもん
＜第2問＞

せきしちいきしやかいめざ
住みやすい地域社会を目指して、みんなが
とくかつどう
取り組む活動をなんといいいますか。

① ひとづくり

② ものづくり

③ まちづくり

④ くにつくり



だいもん
＜第3問＞

みんなが対等な立場で連携し、協力すること
をなるといいですか。

- ① 協働（きょうどう）
- ② 労働（ろうどう）
- ③ 競争（きょうそう）
- ④ 協議（ぎょうぎ）



だいもん
＜第4問＞

関市では、まちづくりの主役はだれでしょうか。

- ① 自分（じぶん）

- ② こども

- ③ 大人（おとな）

- ④ 市民（しみん）




だいもん
＜第1問＞

せきしじちきほんじょうれい きほんげんそく つぎ
関市自治基本条例の基本原則として、次の
カッコに当てはまる言葉はどれでしょうか。

「 」が主役のまちづくり

① しみん
市民

② ぎかい
議会

③ ぎょうせい
行政

④ じゅうみん
住民



だいもん
＜第2問＞

せきしじちきほんじょうれい きょうどう せつめい
関市自治基本条例における「協働」の説明
として正しいものはどれでしょうか。

① こま 困ったことが起きたときに、一人ひとり
さいだいげんどりよく かいけつ つと
が最大限努力し、解決に努めること。

② みずか もんだい かいけつ ばあい ちいき
自ら問題が解決できない場合に、地域や
仲間などみんなで助け合うこと。

③ みんなで助け合っても問題が解決できな
い場合に、公的な仕組みが支えること。

④ しみん ぎかい
市民、議会および
ぎょうせい たいとう たちば
行政が対等な立場で
れんけい きょうりよく
連携し、協力すること。





だいもん
＜第3問＞

せきしじちきほんじょうれい
関市自治基本条例にある「地域委員会」の
せつめい
説明として正しいものはどれでしょうか。

- ① ちいきいきんかい
地域委員会は、市の課題を解決するため
ちいきそしき
の地域組織である。
- ② ちいきいきんかい
地域委員会は、誰でも参加することがで
ちいきそしき
きる地域組織である。
- ③ ちいきいきんかい
地域委員会は、市から委託を受けた市民
だんたい うんえい
団体が運営する地域組織である。



- ④ ちいきいきんかい
地域委員会は、中学校
くいき はんい
の区域を範囲とした地域
そしき
組織である。



だいもん
＜第4問＞

せきし
関市においてボランティア組織やNPOなどの
きよてん
拠点となり、市民や市民団体などのまちづ
かつどう しえん しせつ めいししょう
くり活動を支援する施設の名称はどれでし
ようか。

- ① ふれあいセンター
- ② しやうがいがくしゅう
生涯学習センター
- ③ しみんかつどう
市民活動センター
- ④ まなびセンター



関市自治基本条例クイズ 解答&解説

あなたは…

こども 大人

もんせいかい
問正解です！



【こどもクイズ 解答】

第1問 ②

関市のまちづくりの考え方や仕組み、市民、議会および行政(=みんな)の役割や責務などをまとめたルールのことを、「関市自治基本条例」というよ。

第2問 ③

関市自治基本条例では、住みやすい地域社会を目指して、市民、議会および行政(=みんな)が取り組む活動を「まちづくり」と呼んでいるよ。

第3問 ①

関市自治基本条例では、市民、議会および行政(=みんな)が対等な立場で連携し、協力することを「協働」と呼んでいるよ。

第4問 ④

関市自治基本条例では、まちづくりの主役は「市民」と定めているよ。

【大人クイズ 解答】

第1問 ①

関市自治基本条例では、「市民が主役のまちづくり」などの基本原則に基づき、まちづくりを推進するよう定めているよ。

第2問 ④

「協働」は、こどもクイズ第3問の解説のとおりだよ。ちなみに、①は「自助」、②は「共助」、③は「公助」を指しているよ。

第3問 ②

関市自治基本条例では、「地域委員会」は、小学校区を基本に、地域の課題解決を目的として、地域の団体や個人で構成し、誰もが参加できる開かれた団体のことを指しているよ。

第4問 ③

関市自治基本条例では、市民や市民団体などのまちづくり活動を支援する施設を「市民活動センター」と呼んでいるよ。

関市自治基本条例クイズ 解答&解説

あなたは…

こども 大人

もんせいかい
問正解です！



【こどもクイズ 解答】

第1問 ②

関市のまちづくりの考え方や仕組み、市民、議会および行政(=みんな)の役割や責務などをまとめたルールのことを、「関市自治基本条例」というよ。

第2問 ③

関市自治基本条例では、住みやすい地域社会を目指して、市民、議会および行政(=みんな)が取り組む活動を「まちづくり」と呼んでいるよ。

第3問 ①

関市自治基本条例では、市民、議会および行政(=みんな)が対等な立場で連携し、協力することを「協働」と呼んでいるよ。

第4問 ④

関市自治基本条例では、まちづくりの主役は「市民」と定めているよ。

【大人クイズ 解答】

第1問 ①

関市自治基本条例では、「市民が主役のまちづくり」などの基本原則に基づき、まちづくりを推進するよう定めているよ。

第2問 ④

「協働」は、こどもクイズ第3問の解説のとおりだよ。ちなみに、①は「自助」、②は「共助」、③は「公助」を指しているよ。

第3問 ②

関市自治基本条例では、「地域委員会」は、小学校区を基本に、地域の課題解決を目的として、地域の団体や個人で構成し、誰もが参加できる開かれた団体のことを指しているよ。

第4問 ③

関市自治基本条例では、市民や市民団体などのまちづくり活動を支援する施設を「市民活動センター」と呼んでいるよ。